坑内労働における女性の就業制限について

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会（第94回）	資料３－１
令和８年11月27日	

規制内容

- 我が国では、労働基準法第64条の２において、女性に有害な業務から女性を保護する観点から、坑内（鉱山・トンネル）での労働について、女性の就業制限を設けている。
- 医師の業務など臨時の必要があるものを除き全面的に女性の就業を禁止してきたが、平成18年の労働基準法改正により女性技術者の就業規制を緩和し、**現在は、妊産婦及び妊産婦以外の女性技能者の就業が制限**されている。

対象	技術者	技能者
妊産婦（妊婦及び産後1年以内で申し出があった女性）【第64条の2第1号】	就業不可	
妊産婦以外の女性（満18歳以上）【第64条の2第2号】	就業可（H18に解禁）	就業不可

技術者：主に元請事業者の社員として、技術上の管理や指導監督の業務に従事する者
技能者：主に専門工事業者の社員として、技術者の業務以外の業務に従事する者

女性の就業が禁止されている業務（女性労働基準規則第１条各号）
- 人力による掘削・掘採
- 動力による掘削・掘採（ただし、遠隔操作によるものは除く）
- 発破による掘削・掘採
- ずり・資材等の運搬、覆工コンクリート打設等

論点

- 平成18年の法改正に当たっては、平成17年に「女性の坑内労働に係る専門家会合」を開催し、専門家による議論を行った上で報告書をまとめた。当該報告書においては、女性の坑内労働に係る規制の在り方について「ILO第45号条約との整合性が問題になる」と示されていたが、諸外国でも妊産婦以外の女性の規制撤廃が進んでおり、**令和６年にはILO第45号条約（※）が廃止**されている。

※　我が国も批准していたILO第45号条約（すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約）においては、鉱山の坑内労働における著しく過酷な条件から女性を保護することを目的として、女性の鉱山における坑内作業が禁止されていた。

- **国内の坑内労働の機械化・DX化の進展や安全衛生管理水準の向上、ILO第45号条約の廃止等を踏まえ、妊産婦以外の女性技能者の就業制限の在り方をどのように考えるか。**